

原爆症認定制度の抜本的かつ早期改善を求める決議

現在、全国15の地方裁判所と5つの高等裁判所において、22都道府県、245名の被爆者・遺族が原告となり、原爆症認定申請却下処分取消と原爆症認定制度の抜本的な改善を求めて裁判に取り組んでいる。

昨年大阪地裁、広島地裁に引き続き、今年に入ってから名古屋地裁、仙台地裁そして東京地裁は、厚生労働省が原爆症認定に際して採用している認定基準（「原爆症認定の審査の方針」）を厳しく断罪した。いずれの判決も、被爆距離によって切り捨てることなく、被爆者に現実に生じている被害に正面から向き合っただけでなく、原爆症認定を行なうべきであるとしており、現行の認定基準に合理性がないことは、既に決着済みと言ってよい。

にもかかわらず、厚生労働省は、合理的な根拠を示すことなく、すべての判決に対して漫然と控訴を繰り返し、原告に対して長期間の裁判を強いている。そしてこの間にも、すでに33名もの原告が亡くなっており、ガンなど重篤な疾病とたたかっている原告らに残された時間は少ない。

5つの判決がすべて現行認定基準を厳しく断罪したことから、新聞各紙も一斉に、「国は基準を見直すべきだ」、「救済を長引かせる時間はない」等の社説を掲げて国の姿勢を批判している。また、厚労省の控訴を暴挙として非難し、原爆症認定制度の早期かつ抜本的に改善すべきであるとの声は、党派を超えて大きく広がり、政府・与党の内部においても、原爆症認定制度の改善に向けて議論が始まっている。

被爆者が死に絶えるのを待っているかのごとき厚生労働行政を一日も早く是正し、原爆症認定制度の早期かつ抜本的な改善を図ることを要求する。

2007年5月21日

自由法曹団熊本研究討論集会